

以下について、御確認ください。

- 例年、それぞれ自署で御記載いただく箇所（お名前、住所等）を別の方が代筆している事例が多数発生しています。
（自署）と書かれている部分については、必ずその方自身が御記載ください。
- 乱筆にて判読困難な文字が記入されている事例も発生しておりますので、丁寧な字で御記載ください。
- 上述の事例に該当している場合は、申請ができませんので、学校を通して書類を返却いたします。
- 各書類に訂正印は不要です。修正が必要な場合は二重線のみで訂正してください。
- 上記を確認した方は、チェックをしてください。

令和8年度

奨学金の貸与を希望される皆さんへ

愛知県高等学校等奨学金貸与 案内



○奨学金の貸与を希望される生徒の皆さんへ

この奨学金は生徒の皆さんが借りて、返還する貸付金です。

原則、高等学校等を卒業(退学等)して半年経過後から返還が始まります。

返還が滞れば、生徒の皆さんに督促をします。

本当にこの奨学金の貸与を受ける必要があるか、保護者の方とよく御相談の上、申請してください。

○2022年4月1日より成年年齢が18歳となりました。

18歳以上の生徒の皆さんは、親権者等の同意なくあなた自身の責任において成人として契約を結ぶことができるようになります。

上記にあるように、この奨学金は高等学校を卒業後、返還が必要なものとなります。返還が滞れば、生徒の皆さんに督促をします。

貸与を受ける必要があるか、しっかりと考えた上で、申請してください。

○奨学金の貸与を希望される保護者の方へ

この奨学金は生徒本人が借りて、返還する貸付金です。

保護者の方が連帯保証人になれば、生徒本人に代わり返還を行うことも可能です。

しかし、返還が滞れば、生徒本人にも督促をします。

奨学金の貸与を受けるにあたり、これらのことを生徒本人とよく御相談の上、申請してください。

《 目 次 》

【申込みの資格】	1 ページ	
【借りられる金額】	2 ページ	
【借りられる期間】	2 ページ	
【申込みの時期】	2 ページ	
【申込みの提出書類】	2 ページ	
【別表：所得基準の判定等に必要な書類の一覧】	3—4 ページ	
【親権者又は未成年後見人の署名（自署）】	5 ページ	
【保証人の資格】	5 ページ	
【奨学金の申込みから振込みまでの流れ】	5 ページ	
【奨学金の交付】	5 ページ	
【他の奨学金を受ける場合】	6 ページ	
【貸付金の返還】	6 ページ	
【返還の督促】	6 ページ	
【返還の猶予と免除】	6 ページ	
【各種異動手続き】	6 ページ	
【愛知県高等学校等奨学金貸与条例・施行規則】	7—11 ページ	
【提出書類の書き方（記入例）】		
1 奨学金貸与申請書	12 ページ	
2 世帯状況調べ	13 ページ	
（課税証明書・マイナポータル資格情報確認画面の見方）	14—15 ページ	
3 請求書	16 ページ	
4 借用証書	17 ページ	
5 保証書	18 ページ	
6・7 高等学校等奨学金振込口座届	19—20 ページ	
【付録・提出書類（様式）】		
○ 奨学金貸与申請書	○ 世帯状況調べ	○ 請求書
○ 借用証書	○ 保証書	○ 高等学校等奨学金振込口座届
○ 高等学校等奨学金「生年月日及び扶養の状況等が分かるもの」の写し	貼付用台紙	

愛知県高等学校等奨学金は、勉強意欲がある生徒に貸与を行うことにより、修学の支援を図ることを目的としています。奨学金を希望する生徒は、必ず進級又は卒業するつもりで申し込んでください。

【申込みの資格】

親権者又は未成年後見人が愛知県内に在住し、高等学校・専修学校高等課程に在学の方で、一定の収入基準を満たす方であることが必要です。

※ 「一定の収入基準」とは、貸与を希望する方が、次のいずれかに該当していることをいいます。

- 1 令和7年度に高等学校等奨学金の貸与予約決定を受けた方（予約採用者）
- 2 貸与を希望する方の令和8年度の親権者等の課税標準額（市町村民税所得割の課税総所得金額）から、一定控除^(*)後の額が230万円以下であること（*親権者等の扶養親族のうち、令和8年1月1日時点で0歳～15歳の方一人につき33万円、16歳～18歳の方一人につき12万円を課税総所得金額から控除する。）

※ 前年に貸与予約申請をされた方で不採用になった方も基準を満たしていれば採用される可能性がありますので、希望される場合は申請してください。

◎ 親権者等は以下のとおりです。以下に該当しない場合や特別な事情がある場合は、個別に学校を通じて相談してください。

区分	所得判定の対象者	備考
婚姻中	<u>親権者の両方</u>	
離婚している	貸与を希望する方と <u>同居している親権者</u>	再婚している場合は、 <u>親権者と、その再婚相手</u>
一方が死亡している	他方の親権者	
両方とも死亡又は行方不明	貸与を希望する方の生計を主に維持している方	
貸与を希望する方が独立の生計を営んでいる	貸与を希望する方本人	配偶者がいる場合は、 <u>貸与を希望する方とその配偶者の両方</u>

- 3 生活保護を受給している世帯に属していること

高校生がいる生活保護世帯には、高等学校への就学に伴って必要となる費用について高等学校等就学費が支給されますが、奨学金の貸与を受けると当該就学費が減額される場合がありますので、必ず事前に市区町村の福祉事務所等と相談の上、申請をしてください。

また、連帯保証人になる場合は、その旨を必ず生活保護担当に相談してください。

- 4 世帯の生計を主として支えている方が、天災、貧困その他の特別な事情により、市町村民税を減免されている世帯に属していること

【借りられる金額】

※無利息

区 分		月 額	
国公立	自宅通学	18,000円	11,000円 左記の月額と 選択可能
	自宅外通学	23,000円	
私立	自宅通学	30,000円	
	自宅外通学	35,000円	

【借りられる期間】

正規の修業期間（高等学校全日制は3年、定時制は4年）です。また、単位制による定時制、通信制については4年以内です。

※ 一度の申請で借りられる期間は、1年間(当該年度内)です。翌年度以降も貸与の継続を希望される場合は、毎年申請書を提出する必要があります。

※ 同一学年を重複して履修する場合で、前年度以前のその学年時に奨学金の貸与を受けている場合は、借りることができません。

【申込みの時期】

毎年5月中旬から6月上旬に申請の受付をします（貸与決定後、4月分からの貸付金を貸与します。）。

学年の途中で、親権者の失職等又は火災・風水害等による家計状況の急変などのため緊急に貸与が必要となった方は、12月末日まで随時受け付けます（申込みの翌月分から貸与を始めます。）。

※ 申込みをする場合は、学校が定めた書類の提出期限を守ってください。

【申込みの提出書類】

- ①奨学金貸与申請書
- ②世帯状況調べ
- ③請求書(4~8月分、9~12月分、1~3月分の3枚)
- ④借用証書(同上)
- ⑤保証書
- ⑥奨学金振込口座届
- ⑦予約決定通知書(予約採用者のみ)
- ⑧修学に経済的支援を必要とすることを証明する書類(予約採用者は不要)

各様式は、この案内に添付してあります。記入例をよく読んで誤りや漏れのないように記入してください。

※消えるボールペン、修正テープ及び修正液は使用できません。使用した場合は、書類を作成し直してください。

【別表】所得基準の判定等に必要な書類の一覧」等を参考にしてください。

【別表1】
所得基準の判定等に必要書類の一覧

申請者の区分	提出書類	発行元等
<p>① 申請者の親権者等の所得が基準額以内</p> <p>親権者等…親権者、又は親権者に代わって生計を維持する者等</p> <p>* 被扶養者の方、無職や所得がない方も提出必要</p> <p>* 婚姻中の場合、必ず親権者両方の証明書が必要（離婚調停中で別居していることが分かる場合を除く。）</p>	<p>親権者等の令和8年度の「課税証明書」の原本</p> <p>* 非課税の場合、「非課税証明書」の名称となる場合あり（所得額のみが記載されているもの、課税総所得金額が「***」となっているもの、課税総所得金額の記載がなく「非課税であることを証明する」旨の文言のみのものは不可）</p> <p>親権者等の扶養親族のうち、令和8年1月1日時点で19歳未満の方（生年月日が平成19年1月3日以降の方）全員の生年月日及び扶養の状況が分かる書類の写し（原則、資格確認書又はマイナポータルの資格情報画面）</p> <p>※課税証明書にて特定扶養・年少扶養の人数が確認できる場合は、生年月日が分かる公的な書類の写しのみでも可。</p>	市区町村役場
② 生活保護を受けている世帯	いづれか 世帯全員の氏名の記載のある（ない場合は「住民票の写し」の原本を添付）「生活保護決定通知書（令和8年中に発行されたもの）」の写し	県事務所 市福祉事務所
	いづれか 世帯全員の氏名の記載のある（ない場合は「住民票の写し」の原本を添付）「生活保護受給証明書（令和8年中に発行されたもの）」の原本	同上
③ 市町村民税の減免世帯	いづれか 世帯の生計を主として維持している方（他に同等以上の収入を有する者がある場合はその者）の「減免決定通知」の写し	市区町村役場
	いづれか 地方税法第323条に該当することの確認がとれている場合市町村民税の減免を受けていることが確認できる「所得証明書」の原本	同上
<p>* 外国籍の申請者・連帯保証人</p> <p>連帯保証人については、永住者、特別永住者のみが対象となる。</p>	<p>申請者本人の「在留カード」の写し又は「住民票の写し」の原本（在留資格の欄が表記されているもの）</p> <p>【在留資格】</p> <p>●永住者、特別永住者→申請可能</p> <p>●定住者で在留資格が3年以上の者又は定住者でこれまでの日本での在留期間が3年以上の者→下記のいづれかの書類を提出することにより申請可能</p> <p>・日本国籍や永住権取得のための手続中の書類（申請書）の写し</p>	同上
	<p>・申請理由申立書（返還が必要な奨学金であることを理解していること、将来永住の意思があることを記載（本人・連帯保証人それぞれ自署））</p> <p>※定住者のみ</p>	任意様式
	<p>連帯保証人の「在留カード」の写し又は「住民票の写し」の原本（在留資格の欄に永住者であることが表記されているもの）※予約採用者も必要</p>	市区町村役場

※予約採用者は不要

- (注1) 添付書類の写しを取るときはA4で鮮明なものとすること。
- (注2) 各書類は、マイナンバーの記載がないものとすること。
- (注3) 市区町村が発行する令和8年度(令和7年分所得)の課税証明書については、多くの市区町村では5月下旬から6月上旬頃には発行されるが、6月中旬以降にならないと発行できない市区町村がある場合もある。学校の指定する期限までに課税証明書の発行が間に合わない時は、発行予定時期を市区町村に確認して、学校にその日付を連絡するとともに、発行可能となった日以降に速やかに課税証明書を学校に提出させる。
- (注4) その他、上記の書類で必要事項が確認できなかった場合には、審査に必要な書類を別途提出すること。

【親権者又は未成年後見人の署名（自署）】

生徒本人が未成年（18歳未満）の場合は、貸与申請書等に、必ず親権者又は未成年後見人の署名が必要となります。親権者とは、民法に定める親権者のことです。

親権者が2名いる場合は、親権者両方の署名が必要となります。親権者が1名の場合は、その親権者の方の署名が必要です。

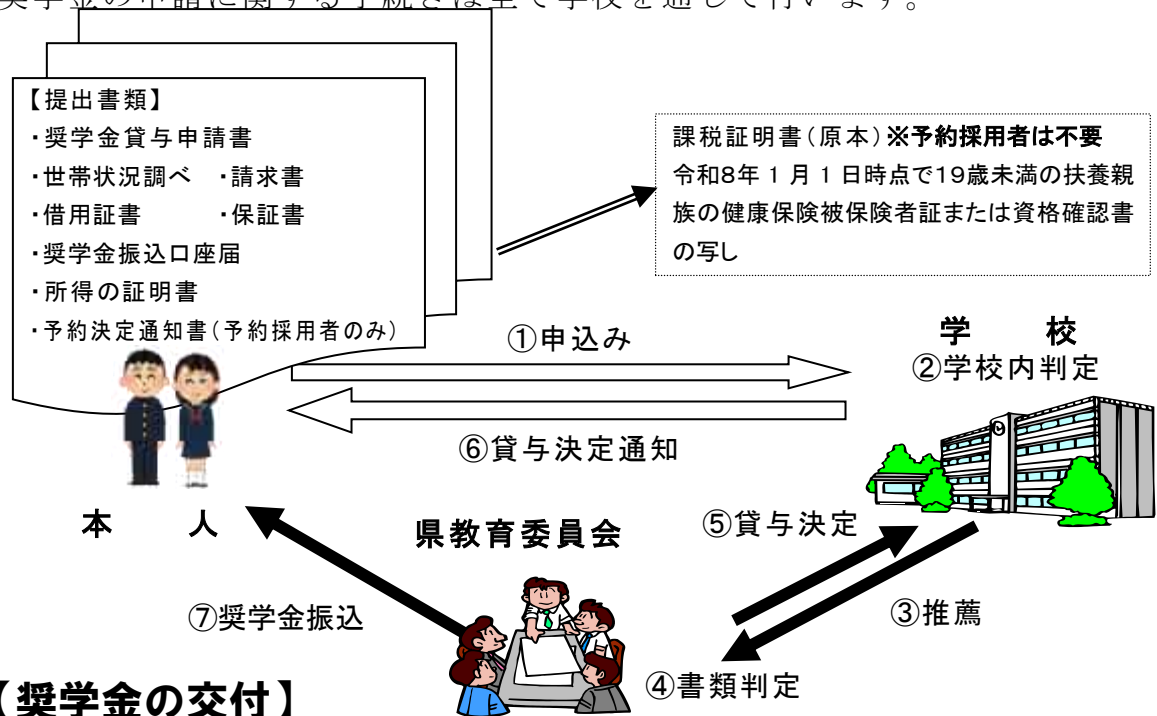
また、未成年後見人がいる場合は、後見人（未成年後見人が複数の場合は全員）が署名してください。

【保証人の資格】

保証人（連帯保証人）は独立の生計を営む方で、日本国籍の方、または外国籍の永住者の方1名が必要です。※親権者又は未成年後見人、生活保護受給者を保証人とすることもできますが、破産手続き開始の決定があった方を保証人とすることはできません。また、すでに本奨学金の貸与を受けている兄弟等の保証人である場合、返還状況によっては新たに保証人となることができない場合があります。

【奨学金の申込みから振込みまでの流れ】

奨学金の申請に関する手続きは全て学校を通じて行います。



【奨学金の交付】

原則として、年3回、生徒本人の口座に振り込みます。生徒本人名義の口座がない場合は口座を開設してください。

◎ 振込の時期及び振込額

振込日	振込額		
	月額11,000円	月額18,000円	月額30,000円
8月末日 (4月～8月分(5か月分))	55,000円	90,000円	150,000円
12月末日 (9月～12月分(4か月分))	44,000円	72,000円	120,000円
2月末日 (1月～3月分(3か月分))	33,000円	54,000円	90,000円

【他の奨学金を受ける場合】

愛知県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金、母子及び父子並びに寡婦福祉法による修学資金などとは、重複して受けることを認めていませんので、どちらかを辞退してください。なお、民間・市町村独自の奨学金、授業料減免との併用は可能です。（相手方の資金が当奨学金と併用できるかは確認が必要です。）

【貸付金の返還】

奨学金は「貸付金」ですので、卒業後（又は在学しなくなった^注後）半年経過後から、返還が始まります。返還期間は貸与月額に応じて異なります（下記参照）。

返還方法は、原則、口座振替による月賦（毎月月末）返還とする。一括返還、繰上償還も可能である。※注 退学・転学・転籍をいいます

返還期間

貸与月額	11,000円	18,000円・23,000円	30,000円・35,000円
返還期間	6年	10年	12年

◎ 返還の例示（月賦による口座振替の場合）

貸与月額	貸与期間	貸与総額	返還期間	返還回数	年間返還額	1回当たり返還額
18,000円 (国公立)	1年	216,000円	10年	120回	21,600円	1,800円
	2年	432,000円	10年	120回	43,200円	3,600円
	3年	648,000円	10年	120回	64,800円	5,400円
30,000円 (私立)	1年	360,000円	12年	144回	30,000円	2,500円
	2年	720,000円	12年	144回	60,000円	5,000円
	3年	1,080,000円	12年	144回	90,000円	7,500円

- 奨学金は「貸付金」です。返還は長期に及びます。上記返還例を必ず御確認下さい。

【返還の督促】

- 滞納者には、県職員や債権回収業者が自宅や勤務先へ返還の督促をします。
- 著しく滞納している場合は、裁判所に法的措置を申し立てることがあります。

【返還の猶予と免除】

- 返還が猶予される場合は次のとおりです。
猶予を希望する方は指定期日までに猶予申請書を提出する必要があります。
 - ・ 大学、専門学校等の教育機関に在学している場合（4月末日までに提出）
 - ・ 貸付時に低所得の世帯等の者については、本人の年収が基準額を下回る場合（8月末日までに提出）
 - ・ 災害、病気、けが等により返還が困難な場合（随時）
- 返還の免除は原則としてありません。
※ 経済的理由による免除はありません。ただし、奨学生本人が、死亡した場合や、精神・身体に著しい障害を受け就労が困難になった場合は、返還が免除されます。

【各種異動手続き】

退学、転学、休学、住所・氏名の変更など異動があった場合や、その予定がある場合は速やかに在籍する学校（卒業又は退学した方は愛知県教育委員会高等学校教育課）に連絡してください。

奨学金の申込みでわからないことがあれば、まずは学校へお問い合わせください。

愛知県高等学校等奨学金貸与条例

(平成十四年愛知県条例第十号)

(趣旨)

第一条 この条例は、経済的な理由により学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部又は専修学校の高等課程(以下「高等学校等」という。)における修学が困難な者に対して貸与する奨学金に関する事項を定めるものとする。

(奨学金)

第二条 知事は、次に掲げる要件を満たす者の申請により、その者に無利息で奨学金を貸与する旨の契約を結ぶことができる。

一 親権を行う者又は未成年後見人(貸与を受けようとする者が成年者である場合にあっては、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める者)が県内に住所を有する者であること。

イ 貸与を受けようとする者の年齢が、申請の日の属する年度の四月一日において二十歳未満である場合(その者が成年に達した日の前日においてその者の親権を行っていた者又は未成年後見人であった者がある場合に限り。)その者が成年に達した日の前日においてその者の親権を行っていた者又は未成年後見人であった者

ロ その他の場合 その者

二 高等学校等に在学する者であること。

三 親権者(親権者がいない場合その他の規則で定める場合にあっては、規則で定める者)の所得の額が規則で定める基準額以下の者その他規則で定める世帯に属する者で、経済的な理由により修学が困難なものであること。

四 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)の規定による修学資金の貸付け、独立行政法人日本学生支援機構法(平成十五年法律第九十四号)の規定による学資の貸与、愛知県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与条例(昭和四十九年愛知県条例第六十号)の規定による修学資金の貸与その他規則で定める資金の貸与を受けていない者であること。

五 特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和二十九年法律第百四十四号)の規定による就学のため必要な経費の支弁を受けていない者であること。

(貸与の額)

第三条 奨学金の貸与額は、次に掲げるとおりとする。

一 国(国立大学法人法(平成十五年法律第百

十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。)又は地方公共団体(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第六十八条第一項に規定する公立大学法人を含む。)が設置する高等学校等に在学している者

イ その者の生計を主として維持する者と同居する者又はこれに準ずると認められる者 一月につき一万八千円又は一万千円

ロ その他の者 一月につき二万三千円又は一万千円

二 その他の高等学校等に在学している者

イ その者の生計を主として維持する者と同居する者又はこれに準ずると認められる者 一月につき三万円又は一万千円

ロ その他の者 一月につき三万五千円又は一万千円

(貸与の期間及び方法)

第四条 奨学金は、第二条の規定による貸与の契約に定められた月から、在学している高等学校等を卒業し、又は修了する日の属する月までの間、貸与するものとする。ただし、学年による教育課程の区分を設けない定時制の課程又は通信制の課程(以下「単位制による定時制課程等」という。)に在学する者の貸与期間は、貸与を受けた月数を通算して四年以内とする。

2 奨学金の貸与方法は、規則で定める。

(奨学金の総額)

第五条 知事は、第二条の規定により奨学金を貸与する旨の契約を結ぶ場合には、当該年度において貸与すべき奨学金の総額が予算で定める金額を超えることとならないようにしなければならない。

(保証人)

第六条 奨学金の貸与を受けようとする者は、規則で定めるところにより、保証人を立てなければならない。

2 前項の保証人は、奨学金の貸与を受けた者と連帯して債務を負担するものとする。

(貸与契約の解除及び貸与の休止)

第七条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その契約を解除するものとする。

一 奨学金の貸与を受ける者(以下「奨学生」という。)が第二条各号のいずれかの要件を欠くに至ったとき。

二 奨学生が奨学金の貸与を受けることを辞退したとき。

三 奨学生が死亡したとき。

四 奨学生のうち、単位制による定時制課程等に在学する者の奨学金の貸与期間が通算して四年に達したとき。

2 知事は、奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合には、その事実が継続する期間、奨学

金の貸与を行わないものとする。ただし、第二号に該当する場合であって、前年度以前の同一学年において奨学金の貸与を受けなかった期間があるときにおけるその期間に相当する期間については、この限りでない。

一 奨学生が休学し、又は停学の処分を受けたとき。

二 奨学生（単位制による定時制課程等に在学する者を除く。）が進級し、又は卒業し、若しくは修了することができなかつたため同一学年を重ねて履修するとき。

（奨学金の返還）

第八条 奨学金の貸与を受けた者が、在学している高等学校等を卒業し、若しくは修了したとき、又は前条第一項の規定により奨学金を貸与する旨の契約を解除されたときは、卒業若しくは修了又は解除の日の属する月の翌月から起算して六月を経過した後次の各号に掲げる奨学金の区分に応じ、当該各号に定める期間（次条の規定により返還の債務の履行が猶予されたときは、当該猶予された期間を加算した期間）内に、規則で定める方法により奨学金を返還しなければならない。

一 一月につき一万千円の貸与を受けた奨学金 六年

二 一月につき一万八千円又は二万三千円の貸与を受けた奨学金 十年

三 一月につき三万円又は三万五千円の貸与を受けた奨学金 十二年

（返還債務の履行猶予）

第九条 知事は、奨学金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める期間、奨学金の返還の債務（履行期が到来していないものに限る。次条において同じ。）の履行を猶予することができる。

一 高等学校等その他の教育施設に在学している場合 その在学している期間

二 災害、疾病、負傷その他やむを得ない理由により返還することが著しく困難になったと認められる場合 その理由が継続する期間

（返還債務の免除）

第十条 知事は、奨学金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、奨学金の返還の債務の全部又は一部を免除することができる。

一 死亡したとき。

二 精神又は身体に著しい障害を受けたとき。

（規則への委任）

第十一条 この条例で定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（平成十六年三月二十六日条例第三十六号）

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則（平成十六年十月八日条例第六十二号）（施行期日）

1 この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の愛知県高等学校等奨学金貸与条例の規定は、平成十七年四月一日以後に同条例第一条に規定する高等学校等に入学する者に係る奨学金について適用し、同日前に改正前の愛知県国公立高等学校等奨学金貸与条例第一条に規定する高等学校等に入学した者に係る奨学金については、なお従前の例による。

附 則（平成十九年三月二十三日条例第九号）この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成二十四年三月二十七日条例第三十九号）

（施行期日）

1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の愛知県高等学校等奨学金貸与条例の規定は、この条例の施行の日以後に同条例第一条に規定する高等学校等に入学（中等教育学校の第四学年への進級を含み、編入学を除く。以下同じ。）をする者（以下「平成二十四年度以後入学者」という。）及び同日以後に同条に規定する高等学校等に編入学をした者のうち平成二十四年度以後入学者と同一の学年又は年次に属するものに係る奨学金の貸与について適用し、同日前に同条に規定する高等学校等に入学をした者（以下「平成二十三年度以前入学者」という。）及び同条に規定する高等学校等に編入学をした者のうち平成二十三年度以前入学者と同一の学年又は年次に属するものに係る奨学金の貸与については、なお従前の例による。

附 則（平成二十六年十月十四日条例第六十六号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和四年三月二十五日条例第二十七号）

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

愛知県高等学校等奨学金貸与条例施行規則

(平成十四年愛知県規則第二十二号)

(貸与の申請手続)

第一条 愛知県高等学校等奨学金貸与条例(平成十四年愛知県条例第十号。以下「条例」という。)

第二条の規定による奨学金(以下「奨学金」という。)の貸与を受けようとする者(以下「貸与希望者」という。)は、高等学校等奨学金貸与申請書(様式第一)に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 一 貸与希望者の親権者(次条第一項各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める者。以下「親権者等」という。)の所得を証する書類又は同条第四項各号のいずれかに該当することを証する書類
- 二 在学している高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は専修学校の長の推薦書(様式第二)
- 三 保証人となるべき者の保証書(様式第三)
- 四 その他知事が必要と認める書類

2 前項の申請書の提出期限については、毎年知事が定める。

(貸与要件)

第二条 条例第二条第三号の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同号の規則で定める者は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

- 一 貸与希望者の親権者が婚姻中でない場合(貸与希望者が親権者のいずれとも生計を同じくする場合及び次号から第六号までに掲げる場合を除く。) 貸与希望者と生計を同じくする父又は母(その生計を同じくする親権者が不在の場合にあつては、その生計を主として維持する者)
- 二 貸与希望者の親権者の一方がなく、又はその行方が知れない場合(第四号から第六号までに掲げる場合を除く。) 他の一方の父又は母
- 三 貸与希望者の親権者がなく、又はこれらの行方が知れない場合(次号から第六号までに掲げる場合を除く。) 貸与希望者の生計を主として維持する者
- 四 貸与希望者が独立の生計を営む場合(次号及び第六号に掲げる場合を除く。) 貸与希望者
- 五 貸与希望者が独立の生計を営み、かつ、これに配偶者がある場合(次号に掲げる場合を除く。) 貸与希望者及びその配偶者
- 六 知事が特別の事情があると認める場合 知事が指定する者

2 条例第二条第三号に規定する所得の額は、親権者等の地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第三百十四条の三第二項に規定する課税総所得金額の合計額から、同法第二百九十二条第一項第九号に規定する扶養親族のうち同法第三百十八条に規定する賦課期日(以下「賦課期日」という。)における年齢が十六歳未満の者の数に三十三万円を乗じて得た額及び同法第三百十四条の二第一項第十一号に規定する控除対象扶養親族のうち賦課期日における年齢が十九歳未満の者の数に十二万円を乗じて得た額を控除した額とする。

3 条例第二条第三号の規則で定める基準額は、二百三十万円とする。

4 条例第二条第三号の規則で定める世帯は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)による保護を受けている世帯
- 二 貸与希望者の属する世帯の生計を主として維持する者が、地方税法第三百二十三条の規定に基づく市町村の条例の定めるところにより市町村民税が減免されている者である世帯
- 三 前二号に掲げる世帯に準ずる世帯であると知事が認める世帯

5 条例第二条第四号の規則で定める資金の貸与は、奨学金の貸与又は愛知県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与条例(昭和四十九年愛知県条例第六十号)の規定による修学資金の貸与とその目的を同じくする資金の貸与で、他の都道府県が行うもの又は公共的団体が他の都道府県から貸付け若しくは補助を受けて行うものとする。

(保証人)

第三条 条例第六条第一項の規定により、貸与希望者の立てなければならない保証人は、一人とする。

2 前項の保証人は、独立の生計を営む者でなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(選考)

第四条 奨学金を貸与する者の選考は、第一条の規定により提出された書類の審査により行うものとする。ただし、知事が特に必要と認めるときは、面接による選考を併せて行うことができる。

(貸与方法)

第五条 奨学金は、次の表の上欄に掲げる月の分を、同表の下欄に掲げる月に貸与するものとする。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

4月から8月まで	8月
9月から12月まで	12月
1月から3月まで	2月

(借用証書)

第六条 条例第二条の規定による契約の相手方（以下「奨学生」という。）は、奨学金の貸与を受けたときは、その都度、借用証書（様式第四）を知事に提出しなければならない。

(返還方法)

第七条 奨学金の返還は、一括返還又は月賦、半年賦若しくは年賦による均等返還によるものとする。ただし、繰上げ返還をすることを妨げない。

(返還申告書)

第八条 条例第八条の規定により奨学金を返還することとなった者は、卒業若しくは修了又は契約の解除の日から起算して二十日以内（この期間内に条例第九条又は第十条の規定による返還債務の履行猶予又は免除の申請をした者にあつては、その申請に対する決定の通知を受けた日（履行を猶予された場合にあつては、猶予された期間の終了する日）から起算して二十日以内）に返還申告書（様式第五）を知事に提出しなければならない。

2 前項の規定により返還申告書を提出した後、条例第九条又は第十条の規定による返還債務の履行猶予又は免除を受けたことにより既に提出した返還申告書の内容を変更する必要がある者は、同項の例により変更後の内容による返還申告書を提出しなければならない。

(返還猶予の申請手続)

第九条 条例第九条の規定により奨学金の返還債務の履行猶予を受けようとする者は、高等学校等奨学金返還猶予申請書（様式第六）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 一 条例第九条第一号の理由による場合にあつては、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部又は専修学校の高等課程その他の教育施設の在学証明書
- 二 条例第九条第二号の理由による場合にあつては、その理由及び猶予を受けようとする期間を証する書類

(返還債務の免除の申請手続)

第十条 条例第十条の規定により奨学金の返還債務の免除を受けようとする者は、高等学校等奨学金返還債務免除申請書（様式第七）に、死亡し、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたことにより奨学金を返還することが困難であ

ることを証する書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(届出)

第十一条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、直ちにその旨を書面により知事に届け出なければならない。

- 一 奨学生が氏名又は住所を変更したとき。
 - 二 奨学生の親権を行う者又は未成年後見人（奨学生が成年者である場合で、その者の年齢が、奨学金の貸与の申請の日の属する年度の四月一日において二十歳未満であるときにあつては、その者が成年に達した日の前日においてその者の親権を行っていた者又は未成年後見人であつた者）が氏名若しくは名称又は住所を変更したとき。
 - 三 奨学生が退学し、若しくは転学し、又は転籍したとき。
 - 四 奨学生が休学し、又は停学の処分を受けたとき。
 - 五 奨学生が復学したとき。
 - 六 奨学生（学年による教育課程の区分を設けない定時制の課程又は通信制の課程に在学する者を除く。）が進級し、又は卒業し、若しくは修了することができなかつたため同一学年を重ねて履修するとき。
 - 七 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）の規定による修学資金の貸付け、独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）の規定による学資の貸与、愛知県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与条例の規定による修学資金の貸与、第二条第五項に定める資金の貸与又は特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第四百四十四号）の規定による就学のため必要な経費の支弁を受けることとなったとき。
 - 八 保証人の氏名、住所若しくは職業に変更があつたとき、又は保証人が死亡し、若しくは保証人について破産手続開始の決定があつたとき、その他保証人として適当でない理由が生じたとき。
- 2 奨学金の貸与を受けた者（返還すべき債務のなくなった者を除く。以下この条において同じ。）は、前項第一号又は第八号のいずれかに該当するに至ったときは、直ちにその旨を書面により知事に届け出なければならない。
- 3 奨学生又は奨学金の貸与を受けた者の戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）による死亡若しくは失その届出義務者又は保証人は、奨学生又は奨学金の貸与を受けた者が死亡したときは、直ちにその旨を書面により知事に届け出なければならない。

(雑則)

第十二条 この規則に定めるもののほか、奨学金の貸与に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成十六年三月二十六日規則第二十五号)

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成十六年十一月十九日規則第六十九号)

1 この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

2 改正後の愛知県高等学校等奨学金貸与条例施行規則の規定は、平成十七年四月一日以後に同規則第二条第三項第一号に規定する高等学校等に入学する者に係る奨学金について適用し、同日前に改正前の愛知県国公立高等学校等奨学金貸与条例施行規則第二条第三項第一号に規定する高等学校等に入学した者に係る奨学金については、なお従前の例による。

附 則 (平成十七年三月二十二日規則第二十七号抄)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成十八年三月二十八日規則第十五号)

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成十九年三月二十三日規則第十一号)

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十二年十二月十七日規則第五十九号)

この規則は、平成二十三年二月一日から施行する。

附 則 (平成二十四年三月二十七日規則第二十号)

1 この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

2 改正後の愛知県高等学校等奨学金貸与条例施行規則第一条の規定は、この規則の施行の日以後に愛知県高等学校等奨学金貸与条例

(平成十四年愛知県条例第十号) 第一条に規定する高等学校等に入学(中等教育学校の第四学年への進級を含み、編入学を除く。以下同じ。)をする者(以下「平成二十四年度以後入学者」という。)及び同日以後に同条に規定する高等学校等に編入学をした者のうち平成二十四年度以後入学者と同一の学年又は年次に属するものに係る奨学金の貸与について適用し、同日前に同条に規定する高等学校等に入学をした者(以下「平成二十三年度以前入学者」という。)及び同条に規定する高等学校等に編入学をした者のうち平成二十三

年度以前入学者と同一の学年又は年次に属するものに係る奨学金の貸与については、なお従前の例による。

附 則 (平成二十六年九月三十日規則第四十二号)

この規則は、平成二十六年十月一日から施行する。

附 則 (令和元年六月二十八日規則第四十九号)

この規則は、令和元年七月一日から施行する。

附 則 (令和四年三月二十九日規則第二十九号)

この規則は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第二条第二項及び第四項第一号の改正規定は、公布の日から施行する。

記入しないでください

予約決定番号

訂正する場合は、**二重線の上、自筆にて、余白（枠内）に正しい内容を記載してください。**（訂正印不要）

申請書を学校へ提出する**日付**を記入してください。

等学校等奨学金貸与申請書

例 名古屋市中区三の丸3-1-3
3-1-2

令和 8年 6月 5日

※消えるボールペン、修正テープ及び修正液等を使用した場合は再作成してください。

奨学生（自署）

〒 4 6 3 0 0 1 1

自宅外に在住の生徒は、現在住んでいる寮や下宿先等の住所を記載する。

必ず生徒本人が記入してください（親権者等による代筆不可）。

住所 名古屋市中区三の丸3-1-2

(マンション・アパート・住宅名等)

県営〇〇住宅 △棟303号室

フリガナ

アイチ タロウ

氏名

愛知 太郎

生年月日

昭和・平成 ____年 ____月 ____日生

生徒本人が申請日時点において未成年の場合、親権者又は未成年後見人の住所、氏名を記入してください。

親権者・未成年後見人が1名の場合は、その方のみ署名してください。

署名した者以外に奨学生の親権者又は未成年後見人はいないことを誓約します。

親権者又は未成年後見人
(自署)

(自署)

住所 奨学生に同じ

住所 奨学生に同じ

〒

〒

(アパート名等)

(アパート名等)

フリガナ アイチ イチロウ

フリガナ アイチ ハナコ

氏名 愛知 一郎

氏名 愛知 花子

貸与月額は2ページを参照してください。

金額の訂正はできません。

(金額の記入を誤った場合は再作成してください。)

してください。

奨学金の貸与にかかる全ての書類について、契約内容に関わらない訂正することを了承しました。

記

貸与月額	18,000円	貸与希望期間	令和8年4月～令和9年3月		
在 学 校	名称及び学科	愛知県立〇〇高等(〇〇専修)学校 全日制(高等)課程 普通(〇〇)科			
	入学年月日	年 月 日	学年(年次)	年(年次)	
通 学 方 法	<input checked="" type="checkbox"/> 自 宅 通 学 <input type="checkbox"/> 自 宅 外 通 学	(自宅外通学の場合の自宅住所のみ記入) <input type="checkbox"/> (氏名: _____) に同じ <input type="checkbox"/> 上記以外 _____			
他の奨学金借用	有 ・ 無	有 の 場 合	奨学金の名称 _____		
貸与を希望する理由 (奨学生が記入)	<input checked="" type="checkbox"/> 家庭の事情により経済的に修学が困難なため <input type="checkbox"/> その他 (_____)				

自宅外通学者のみ実家の住所を記入する。

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

2 ※印は、申請者が未成年者である場合に記入すること。

3 該当するにレ印を付ける。

4 「契約内容に関わらない誤り」とは、住所の一部に漏れがあり、他の書類で確認できるなど、誤りであることが明らかなものをいう。

【記入例 2】

外国籍の場合は「○」を記入してください。

世帯状況調

【生徒本人】【親権者等】【親権者等の令和8年1月1日時点で19歳未満の扶養親族】を記入してください。

続柄	氏名	外国籍	生年月日	年少扶養	特定扶養	連絡先	課税総所得金額
本人	愛知 太郎		S H R 21年4月2日		○	080-000-xxxx	
父	愛知 一郎		S H R 45年5月15日	●		090-000-xxxx 053-00-xxxx(勤)	681,000
母	愛知 マリア	○	S H R 58年10月30日	●		090-000-xxxx 052-000-xxxx	1,261,000
妹	愛知 花子		S H R 2年8月1日		○	無し	

生徒本人から見た続柄を記入してください。
(例×長女、次男
○姉、弟)

該当する場合は鉛筆書きで○を付け、資格確認書の写し又はマイナポータル資格情報画面のハードコピーを添付してください。
・予約決定者、生活保護世帯、市町村民税が減免されている世帯は本欄を記入しないでください。
平成22年1月3日～令和8年1月1日生の方
…年少扶養欄に○
平成19年1月3日～平成22年1月2日生の方
…特定扶養欄に○

・「親権者等」のみ、課税証明書の「課税総所得金額」を鉛筆書きで記入してください(親権者等以外の方は空欄としてください)。
・予約決定者、生活保護世帯、市町村民税が減免されている世帯は本欄を記入しないでください。

課税総所得金額の合計額を記入

親権者等の課税総所得金額の合計額 A	年少扶養者の人数 a	左の控除額 a×33万円 B	特定扶養者の人数 b	左の控除額 b×12万円 C	算定額 D=A-B-C
1,942,000円	1人	330,000円	1人	120,000円	1,492,000円

A～D欄は鉛筆書きで記入してください。
予約決定者、生活保護世帯・減免世帯は記入しないでください。

マイナスの場合は「0」

上記の記載事項に相違ありません。
親権者又は未成年後見人

2,300,000円以下であれば対象

(自署)

住所 名古屋市中央区三の丸3-1-2
県営○○住宅 △棟303号室

(自署)

住所 同左

氏名 愛知 一郎 一郎

氏名 愛知 花子

【記入上の注意】

- 1
 - 2
 - 3
- ・世帯状況調べの内容を訂正する場合は、生徒本人、又は親権者等の自筆で訂正しますが、親権者又は未成年後見人の箇所を訂正する場合は、二重線を引き、それぞれが自筆にて、余白(枠内)に正しい内容を記載してください。

【提出書類】

- 1 算定額(D欄の額)が230万円以下の世帯
市町村長が発行する「課税証明書」(親権者等のみ)、生年月日及び扶養の状況が分かる書類の写し(19歳未満の被扶養者のみ。原則、資格確認書又はマイナポータル資格情報画面)
- 2 1以外の世帯(生活保護世帯、市町村民税の減免を受けている世帯及び緊急採用の世帯)
該当することを証する書類:「生活保護決定通知書」の写し等

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

課税証明書・マイナポータルの資格情報確認画面ハードコピーの見方

住所が申請書と異なる場合は、
転居日を確認し余白に記入

市民税・県民税 証明書

父

(住所) 名古屋市中区三の丸3-1-2
県営〇〇住宅 △棟303号室

課税総所得金額が表示されていない証明書(所得金額のみのもの、
課税総所得金額が「***」となっているものは不可
(空欄の場合は所得金額・所得控除額が表示されていれば可)

(氏名) 愛知 一郎
令和8年度(令和7年分所得)

所得金額 (円)	所得控除額 (円)	課税標準額 (円)	
総所得 給与所得 (給与収入)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> ・親権者等の課税総所得金額を「世帯状況調べ」に転記する。 ・親権者等の課税総所得金額を合計する。 = 681,000 円 + 1,261,000 円 = 1,942,000 円…A </div>	総所得	681,000
		市民税 (円)	県民税 (円)

「令和8年度」のものを添付する。

市民税・県民税 証明書

母

(住所) 名古屋市中区三の丸3-1-2
県営〇〇住宅 △棟303号室

(氏名) 愛知 花子
令和8年度(令和7年分所得)

所得金額 (円)	所得控除額 (円)	課税標準額 (円)	
総所得	社会保険料控除	総所得	1,261,000
不動産所得	生命保険料控除		
(不動産収入)	基礎控除		
	控除額計		

親権者等の被扶養者に令和8年1月1日時点で19歳未満(生年月日が平成19年1月3日以降の方)の方がいる場合は、その全員分の資格確認書の写し又はマイナポータルのハードコピーを添付する。
※資格確認書の様式は市町村で異なる

0歳～15歳(平成22年1月3日～令和8年1月1日生まれ)の方一人につき33万円、16歳～18歳(平成19年1月3日～平成22年1月2日生まれ)の方一人につき12万円を親権者等の課税総所得金額から差引く。

0歳～15歳の方×1名(a) = 330,000円 × 1名 = **330,000円…B**

16歳～18歳の方×1名(b) = 120,000円 × 1名 = **120,000円…C**

A - (B + C) ≤ 2,300,000円であれば対象

1,942,000円 - (330,000円 + 120,000円) = 1,492,000円…D ≤ 2,300,000円

健康保険 家族(被扶養者) 0000
資格確認書 令和8年4月1日交付

氏名 愛知 太郎
生年月日 平成19年4月2日 性別 男

健康保険 家族(被扶養者) 0000
資格確認書 令和8年4月1日交付

記号 11111111

氏名 愛知 次郎
生年月日 平成24年4月5日 性別 男
認定年月日 平成31年4月1日
被保険者氏名 愛知 一郎

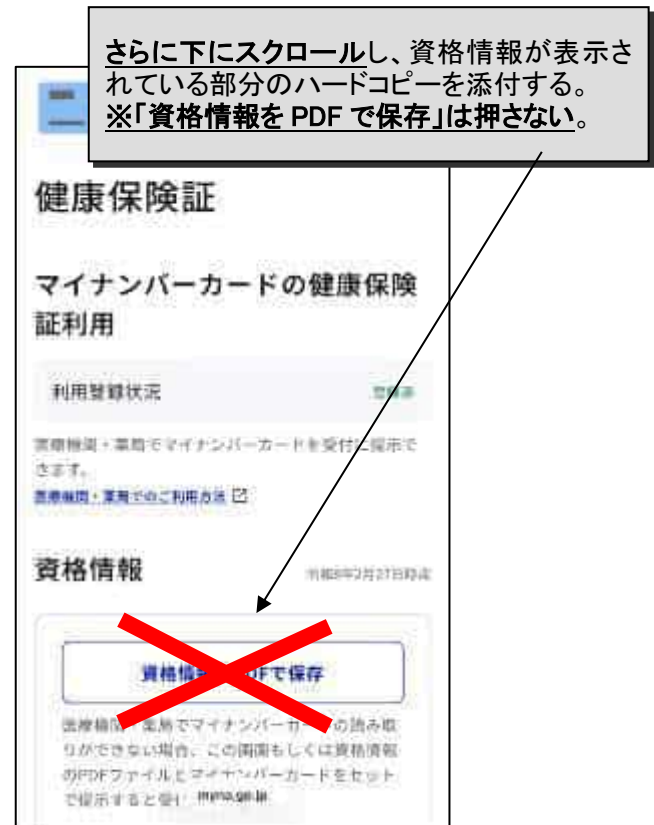
事業所名称 〇〇株式会社
保険者番号 01010011
保険者名称 全国健康保険協会 〇〇支部
保険者所在地 名古屋市〇区〇〇

資格確認書の写し又はマイナポータルの資格情報確認画面のハードコピーは、全面が映るようにコピー(拡大不要)し、貼付用台紙にのり付けする。
(申請書類にはのり付けしない。)
※資格確認書の様式は市町村で異なる

マイナポータル

スマートフォン等で「マイナポータル」と検索すると、下記画面が表示される。

マイナンバーカードと資格情報の紐づけを行っている場合、以下の手順で表示された**資格情報のハードコピーを貼付用台紙に添付**する。



下にスクロールする



下にスクロールする

点線で囲まれた部分(氏名、生年月日、資格取得年月日、被保険者氏名又は世帯主氏名、本人・家族の別)が見えるようにコピーする。

※ 3種類作成してください。

[記入例 3]

請 求 書

金 90,000 円

金額の訂正はできません。(金額の記入を誤った場合は再作成してください。) 請求月ごとに金額が異なります。

ただし、高等学校等奨学金

4～8月分 8月
9～12月分 12月
1～3月分 2月

8年 4月から

8年 8月まで

5か月分

借用証書の記入例を参考にして「4月から8月までの5か月分」「9月から12月の4か月分」「1月から3月の3か月分」の3種類を作成してください。

上記の金額を請求します。

令和 8年 8月 日

日付は記入しないでください。

奨学生

県外に在住の生徒は、現在住んでいる県外の住所を記入してください。

住 所 名古屋市中区三の丸3-1-2
(マンション・アパート・住宅名等)

県営〇〇住宅 △棟303号室

氏 名 愛知 太郎

愛知県知事殿

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

※ 3種類作成してください。

[記入例 4]

借 用 証 書

日付は記入しないでください。

必ず生徒本人が住所、氏名を記入すること
(親権者等の代筆不可)。

4～8月分 8月
9～12月分 12月
1～3月分 2月

令和 8年 8月 日

愛知県知事 殿

奨学金決定番号 _____

記入しないでください。

奨学生 (自署)

住 所 名古屋市中区三の丸3-1-2

(マンション・アパート・住宅名等)

県営〇〇住宅 △棟303号室

県外に在住の生徒は、現在住んでいる県外の住所を記載してください。

奨学生と親権者の住所が同一の場合は、を記入してください。(住所記載不要)

氏 名 愛知 太郎

※親権者又は未成年後見人
(自署)

(自署)

住 所 奨学生に同じ

住 所 奨学生に同じ

氏 名 愛知 一郎

氏 名 愛知 花子

※「奨学生に同じ」にチェックを入れた方は、住所の記載は不要です。

※生徒本人が申請日時点において未成年の場合、親権者又は未成年後見人の住所、氏名を記入してください。

※親権者・未成年後見人が1名の場合は、その方だけの署名となります。

金額の訂正はできません。(金額の記入を誤った場合は再作成してください。)

下表のとおり借用する月数ごとに金額が異なります。

記

借用金額 **90,000** 円

(ただし、令和8年 4月分から 令和8年 8月分まで 5か月分)

※年3回に分けて振り込むため、下の表により3種類作成し提出してください。

借 用 期 間	月 数	借 用 金 額		
		月額18,000円	月額30,000円	月額11,000円
<u>4月</u> から <u>8月</u> まで	<u>5</u> か月分	90,000円	150,000円	55,000円
<u>9月</u> から <u>12月</u> まで	<u>4</u> か月分	72,000円	120,000円	44,000円
<u>1月</u> から <u>3月</u> まで	<u>3</u> か月分	54,000円	90,000円	33,000円

備考

※請求書に記載する金額はこの表を参考に記入してください。

保 証 書

申請書と同日としてください。

令和 8年 6月 5日

愛 知 県 知 事 殿

保証人が住所、氏名、生年月日、生徒との続柄を自署してください。保証人は親権者又は未成年後見人と同一人でも結構です。

人 住 所 名古屋市中区三の丸3-1-2
(マンション・アパート・住宅名等)
県営〇〇住宅 △棟303号室

フリガナ アイチ イチロウ

氏 名 愛 知 一 郎

電 話 (052) 〇〇〇-×××

勤 務 先 (053) 〇〇〇-×××

連 絡 先 昭和・平成 45年 5月 15日 生

(本人との続柄 父)

外国籍

生徒本人から見た続柄を記入してください。
(例) ○ 父、母 × 長男、長女

外国籍の場合、保証人となることができるのは「永住者」又は「特別永住者」のみです。

下記の者が高等学校等奨学金の貸与を受けました上は、その連帯保証人となり、愛知県高等学校等奨学金貸与条例及び同条例施行規則に従い、奨学金の返還債務を履行することを保証します。

記

在 学 校 (〇〇〇〇専修) (高等) (〇〇)
愛知県立〇〇高等 学校 全日制 課程 普通 科

奨学生 住 所 名古屋市中区三の丸3-1-2

奨学生(生徒)本人の住所を記載してください。

県営〇〇住宅 △棟303号室

氏 名 愛 知 太 郎

奨学生(生徒)本人の自署でなくても可。

保証書の内容を訂正する場合は、二重線を引き、自筆にて、余白(枠内)に正しい内容を記載してください(訂正印不要)。

(消えるボールペン、修正液及び修正テープ等を使用した場合は再作成してください。)

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

ゆうちょ銀行・郵便局以外の場合

[記 入 例 6]

高等学校等奨学金振込口座届

学 校 名 ○○高等(○○専修)学校

申請者(生徒)氏名 愛知 太郎

※貯蓄預金口座は使用できません。
(総合口座は使用できます。)

金融機関名	三菱UFJ	銀行 信用金庫 ()	支店名等	愛知県庁出張所 <small>*ゆうちょ銀行は振込用の3桁の漢数字</small>
預金種別	普通	口座番号	1 2 3 4 5 6 7	
フリガナ	アイチ タロウ			
口座名義人(生徒)氏名	愛知 太郎			
口座名義人電話番号	052-954-6785			

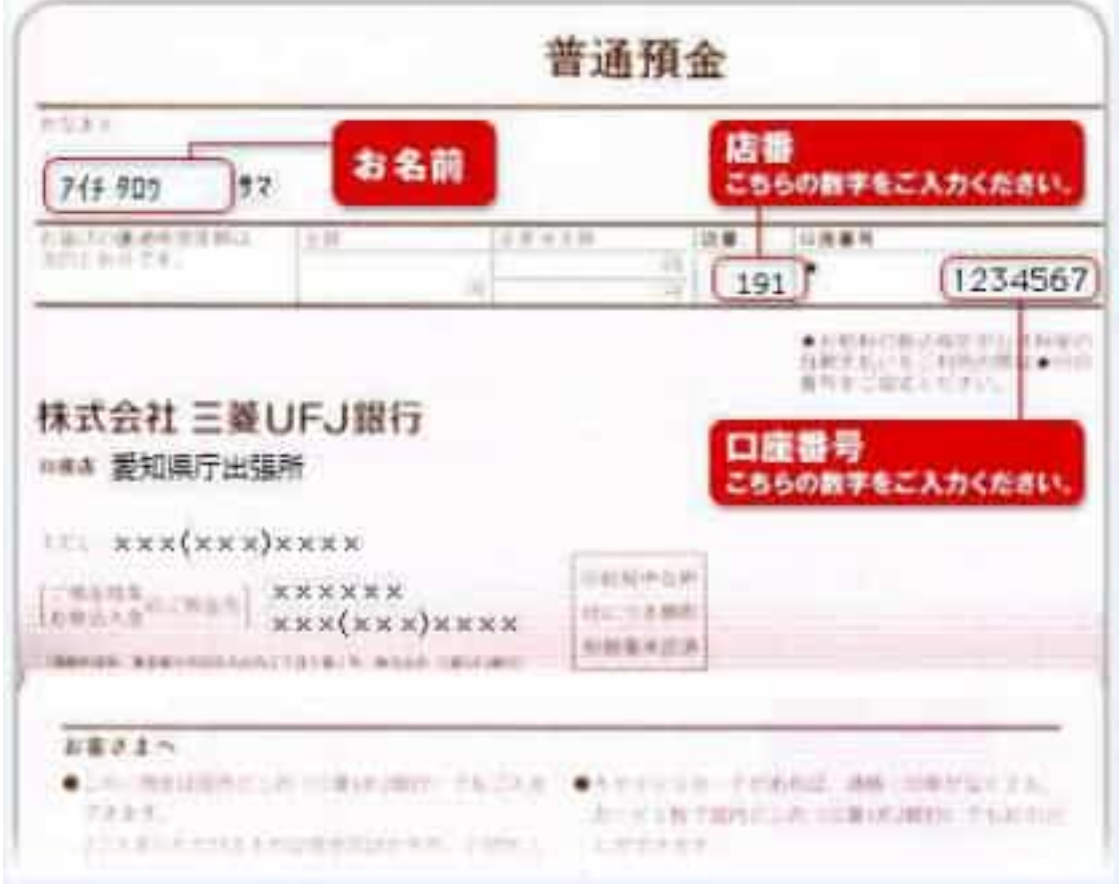
必ず申請者本人(生徒)の口座としてください。
申請者以外の口座には振り込みできません。
※口座番号・フリガナは読み取れるようにはっきりと記入してください。

通帳がない場合はインターネット(銀行のホームページ等)で調べる。
→確認した画面を印刷したものを通帳写しとして添付してください。

通帳(写し)貼付欄

- 金融機関名、店番号又は支店名、預金種別、の写しを糊などで剥がれないように貼付してください。
- 写しが2枚以上になる場合には、裏面に貼付してください。

通帳表紙裏面



ゆうちょ銀行・郵便局の場合

[記入例 7]

高等学校等奨学金振込口座届

通常貯金は「普通」としてください。
(通常貯蓄貯金口座は使用できません。)

学 校 名 振込専用の3桁の漢数字を記入してください。
申請者(生徒)氏名

金融機関名	ゆうちょ	銀行 信用金庫 ()	支店名等	〇三八 所 *ゆうちょ銀行は振込用の3桁の漢数字						
預金種別	普通	口座番号	1	2	3	4	5	6	7	
フリガナ	アイチ タロウ		必ず申請者本人(生徒)の口座としてください。申請者以外の口座には振り込みできません。							
口座名義人(生徒)氏名	愛知 太郎									
口座名義人電話番号	052-954-6785									

振込専用の7桁の口座番号を記入してください。

通帳(写し)貼付欄

金融機関名 店番号又は支店名 預金種別 口座
記号 番号

11111 12345678

おなまえ

アイチタロウ 様

おところ (郵便番号 463-0011)
愛知県名古屋市中区三の丸3-1-2
県営〇〇住宅 △棟303号室

郵政省の古い通帳をお持ちで振込専用の店名・口座番号がわからない場合は、以下のいずれかにより確認してください。

- ・ ゆうちょ銀行、郵便局の窓口で通帳に記載してもらおう。
- ・ インターネット(ゆうちょ銀行のホームページ)で調べる。
→確認した画面を印刷したものを通帳写しに併せて添付してください。

株式会社ゆうちょ銀行

3

ご利用欄	
銀行使用欄	この口座を他金融機関からの振込の受取口座として利用される際は次の内容をご指定ください。 【店名】〇三八(読み ゼロサンハチ) 【店番】038 【預金種目】普通預金 【口座番号】1234567

備考

2 ※印は、申請者が未成年者である場合に記入すること。

3 該当する□にレ

支店名等、口座番号欄にそれぞれ転記してください。